	特別の法律により設立さ	れる	民間法人の	運営に	関する指導監督基	準に基っ	づく指導監督状況	(令和	4年度)			
法 人 名	法 人 名 名古屋中小企業投資育成株式会 根拠法令名				中小企業投資育成株式会社法 (明					昭和 61 年 7 月 1 日民間法人化)		
1. 法人の概要	pubs				業務の概要				H44 01 1 /1			
(注1)	二. 資本金の額が三億円以下の株式でこれに準ずる社債として経済産された株式を含む。) 又は新株予経三. 前二号の規定により会社がそのを除く。) 又は新株予約権付社債金含む。) 又は新株予約権付社債	式、新材 りを約を うれ かく かな で が で いう で た いう た いう た れ た いう と た いう し た い う し た う し た う し た う し う し う し う し う し う	経行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債 いう。以下同じ)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、または移 権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有 朱式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付された いう。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株 に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有 法株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じ									
	役・職員数	役・職員数 理事長等			理事		監事		職員			
	常勤					4 人		1 人		38 <i>)</i>		
O ##	非常勤			0 人		4 人		2 人		0 <i>)</i>		
2. 事業(1)運営費、補助金等		4	令和4年度(<i>ŀ</i>	1)	令和3年度(B)		令和3年度比又は令 度差(A/B, A-B		(取組を行って	の低減化措置の取組の状況 いない場合、補助金等割合 いない場合、その理由)		
	総収入額		38	,,,,,,	21	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1.81	① 補助事業の	段階的廃止		
	補助金等収入額(①)		_	DEVI 3	_	IVEV 1.3						
	事業による自己収入額(②)		38	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	21	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1.81	② 自主事業に	よる自己収入の拡大等		
	①/②×100 (%) 経常的運営費用 (③)			% 億円		% 億円			③ その他			
(0) (0)	①/③×100 (%)			%	_	%						
(2),(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有	無			(有・無)	無						
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、そ 務・事業名及び理由				その事 (事務・事業名) - (理由) -							
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該 務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理E				由 (理用) —							
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人 務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是 置の有無、内容(行っていない場合はその理由)											
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占 害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由				(内容) — (内容) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —							
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実 占となっている場合、その内容				(内容)	_						
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、身 占となっている場合、独占の弊害を生まないための 置の有無、内容(行っていない場合はその理由)				(有・無)	無						
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無			有 手数料			数料等対価の額、 算定根拠のインターネットで の公表の有無			有		
	名称(法令等に基づく検定等には ※)		※ 対価		iの額	算	定 根 拠(法令	等に基っ	づく検定等につい	ては決定方法を付記)		
	コンサルテーション事業						至者) 名古屋中小企業投資育成株式会社 至方法) 中小企業投資育成株式会社法第6条 業大臣の認可を受けた名古屋中小公 関する規則第25条の定めに従い、 用を勘案して決定。		業投資育成株式会社事業は			
	対価を徴収する事務・事業の区分の有無	対価を徴収する事務・事業の区分経理 の有無			有	収支状況のインターネットでの			公表の有無	有		
7-14-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	対価を伴う自主事業の有無	対価を伴う自主事業の有無			無 法人における純利益				類	— <u>г</u>		
(5)検査等の事務事業	-		法令	等に基	づく検査等の基準の	内容				規定方法 -		
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注				有				の外注金額	56百万円		
	外注しなければならない理由 外注先選定に当たり、透明性を確	外注 しなければならない 理由 の			投資先企業の経営課題は多様化しており、これに適確に対応するためには、それぞれに専門性を有する外の専門機関の活用が有効であるため。 (有・無) 有 経営相談のあった投資先企業に対して対応可能な専門機関を複数提示し、投資先企業が専							
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(内容) 機関の専門性や対価等を勘案して決定したところへ外注する仕組みとなっている。したがて、当社が特定の事業者に外注するという仕組みとはなっていない。							
(7)事務・事業の公正性の担係 措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容 (なければその理由)				(内容) 名古屋中小企業投資育成株式会社事業に関する規則							
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認めら れる職務規程等の有無と内容 (なければその理由)			(有・無) 有 就業規則、インサイダー取引防止規則、社長内部通達(役職員が、投資先の発行する株式等を取得または保有しないことについてのルール)								

3. 機関		役員選任規程の有無		5	ナの担印がわい担合	たの理由			
(1)役員(除 監査役員) (注2)			有 12人以内	左の規程がない場合、2 上限と下限の幅がある					
	役員の定数	つ自主的な方法によって行われ	(定款第19条)						
	ているか		会社法第329条第1項に基づき株主総会決議により選任						
	役員の任期		2 年	2年以外の任期として その年数、理由	- 111 1-1 1	年数) — 理由) —	年		
	在任年齢に関する規定	定の有無	有	規定の内容	原則い	則、一定年齢に達した	-場合には再任しな		
							常勤・		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前	職	前々	職非		
							非常勤		
		代表取締役社長	山本 亜土	令和3年6月16日	名古屋商工会議所相談役 古屋鉄道㈱相談役(現代	E)		常	
	専務取締役	五十嵐 健二	平成28年6月24日	㈱三菱UFJ銀行東海4 役就任前は当社社員の地 部登用による就任)	公務部長(取締 也位にあり、内		常		
		取締役	田中 義人	平成22年6月22日	即望用による秋江/			常	
		取締役 取締役	田邊 望 鈴木 康男	平成24年6月26日 平成28年6月24日				常常非非非非	
		取締役 取締役	古本 伸一郎 中田 英雄	令和4年6月22日 令和3年6月16日	愛知県副知事 (現任) 名古屋市副市長 (現任)			非非	
		取締役 取締役	内田 吉彦 中川 由賀	令和2年6月16日 令和2年6月16日	名古屋商工会議所専務理 弁護士(現任)、中京プ			非 非	
					(現任)				
			管官庁出身者が 1/3 超の場合、		1/2超の場合、その比	「務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が 比率と理由			
	(() () () () () () () () () (- %	(比率) (理由) —			- %		
	役員報酬の支給基準	の有無 有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネッ	トによる公表の有無	 有		
			役員報酬の支給基準の内容				金の決定方法		
		株主総会が決定する報酬総額の限度内で、世間水準及び対従業員給与とのバラン ス等を考慮して決定							
		役員会規程の有無		役員会の成立要件		役員会における議決要件			
		有	取締役会規則第6条に基づき取締	6役の過半数の出席により成3	<u>.</u>	取締役会規則第 て議決	育6条に基づき出席取綻	育役の過半数をもっ	
(2)監査役員		監査役員選任規程の		有	選任規程がない場合、そ				
(注3)		監査役員の選任は公司 われているか	Eかつ自主的な方法によって行	会社法第329条第1項に基づ	き株主総会決議により選付	£			
		関係府省以外	の者及び外部の者を登用してい	いない場合、その理由	監査名	と員が理事を兼ね	aている場合、その理P	由	
		監査役員の任期		4 年	2年以外の任期として その年数、理由	4 . S	年数)	4 年	
		ナイケルハン 88 シッカ		<u>+</u>		(理由) 会社法の規定による 原則、一定年齢に達した場合には再任し			
		在任年齢に関する規定	Eの有無 	有	規定の内容	V)			
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前順	%	前々〕	勤		
	12/44/-12	A 4	当物配压平分 日	HO AR	34	HU ~ ,	職・非常勤常		
	監査役 監査役	 田口 一規 畔柳 昇	令和4年6月22日 平成15年6月23日	名古屋商工会議所 理事		中如秦 九佛	製 常		
				㈱名古屋証券取引所 参 電ビル㈱ 代表取締役社	長	中部 龍刀(林) 以称仅前			
	監査役	野原 強	平成28年6月24日	(一社)名古屋銀行協会 任)、日本銀行 神戸支			非		
	監査役員報酬の支給 有無	基準の有	一般への閲覧提供の有無	有		トによる公表の有無	有		
	株主総全が決定する	監査役員報酬の支給基準の 最酬総額の限度内で、世間水準		監査役員の退職金の決定方法					
	ス等を考慮して決定	MENDERS * / PA/X [1 / 7] E 同小牛/	へいれ 尾木具型 サビッグ・ブマ	株主総会決議により決定					

(3)社団的性格の法人の総会等		※会体の母会	一曲 (4)	大無 L 内容		•	☆☆☆☆☆☆	後次再件の	右無し内容				
	総会等の成立要件の有無と内容 (有・無) 無					総会等における議決要件の有無と内容 (有・無) 無							
(注4)	(内容)	_		(内容) —									
		法人の構成員が多数又	は全国	に散在している場合におに	ける、構成員	員の意思反映確保の措置	置の有無と内	容(ない場合	合は、その理	由)			
	(有・無)												
(4)評議員会等	(内容)		坐 数生	を		亚娄 目	会等の構成員	の八正も漢	氏の右無 は	1宏			
(-, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		中職員云寺(これ) る	未份之	機計画の天旭仏化		(有・無) 無	、云守り併成り	の公正な医	正の有無、下	1谷			
(注5)	_					(内容) —							
	評議員会等の権 有無	構成員の役員兼任の		無	役員を兼ねている場合、その構成比率(兼務の役員数 /評議員会等の構成員数×100)								
	評議員会等の相 している場合、	構成員が役員を兼任 ₋ その理由	-										
	評議員選任規程の有無			無	生の規程がない場合、·								
	評議員定数	-	-			上限と下限の幅がある 福	限と下限の幅がある場合はその _						
	評議員任期				年以外の任期としている場合、 の年数、理由 (理由)			_	- 年				
	在任年齢に関す	- 17-17-		無	11	規定の内容							
	(11. ==)	特定	の企業	又は所管する官庁の出身者	予及び同一の	業界関係者が1/2超	の場合、その	比率と理由					
	(比率) (理由) -	(比率) (理中) —											
	評議員会規程 の有無		評議	員会の成立要件			評議員:	会における蓄	後決要件				
4. 財務及び会計	無	_			- その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標								
(1)会計基準の適用 (2)余裕金の運用	企業会計原則の		(全裕/	有 をの額) 19,796百万円	準的な会計基準名 型普通預金、定期預金、事業債)								
	運用方法		(運用)				(子术员)						
(3)長期借入金	長期借入金の有			無		長期借入金の返済語	計画の有無			無			
	長期借入金の確実な返済計画の内 _ 容												
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額 引当金・特別法上の引当金等の額 (公表していない場合その理由)							·無					
	1,134百万円 (有無) 有 (会社法及び企業会計原則に基づき適正に計上) (理由) ー												
(5)公認会計士監査	収支決算額 38 億円 収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無									有			
(注6)	公認会計士監査 場合、その理由	を実施していない _ 	-						•				
5. 株式の保有等		式会社等への基金拠		無		公益法人、株式会社	辻等への出資	の有無		有			
(1)基金拠出又は出資	法定の資金供終 合の基金拠出等	合業務として行う場 の有無		有	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無無				無				
(2)事業報告書への記載状況 (注7)	事業報告書へ の 記 載 内 容 (未記載の場 合その理由)		人によ	る出資比率・議決権比率が もの	の 法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているも の								
	名称												
	所在地 資本金												
	事業内容 役員の状況	_											
	従業員数	_			<u>-</u>								
	持ち株比率 法人との関係	<u> </u>			_ _								
6. 情報公開 (1)法人における業務及び財務 等に関する公表				法人における業務及び財 等に関する資料の5年間 備え付けの有無	務 の 同資料	の一般の閲覧の有無	同資料のイトによるな	ンターネッ 公表の有無	公表してい	ない場合その理由			
			>	有		 有	7	4					
	役員名簿			有		有 有		有 - 有 -					
	組合員等名簿	局部明事案				_		_					
	事業報告書・附 損益計算書又は			有 有		有 有 有		有 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —					
	貸借対照表 法律上作成が差	養務付けられている財産	有		有		有 –						
	及び決算報告書		主口啄	有		有		有					
	監事の意見書 事業計画書			有有		有 有		有 – 有 –					
	収支予算書			有		有			_				

(2)所管官庁における業務及び 財務等に関する公表			管官庁における所管法人 業務及び財務等に関する 無いな 資料の備え付けの有無		場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理 由			
	定款		有 -			有	-			
	役員名簿		有			有	-			
	組合員等名簿 事業報告書・附属説明書類	_	有			有	- -			
	事業報与音・附属成の音類 損益計算書又は収支計算書			_		有	_			
	貸借対照表		有	_		有	-			
	法律上作成が義務付けられている財産目録 及び決算報告書		有	_		有	-			
	監事の意見書		有	_		有	-			
	事業計画書 収支予算書		有 有	_		有 有	_			
	WX1#F		H							
			ットによる公表の有無		いない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、ての理由			
	名称		有	_		有	-			
	所管する部局(担当局担当課等)の名称		有	_		有	-			
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有	_		有	-			
	設立年月日		有	_		有	-			
	代表者の職名及び氏名		有	<u> -</u>		有	-			
(3) 所管官庁におけるホーム	主な目的及び事業 最新の業務及び財務等に関する資料		有	_	1	有 有 有	-			
ページ掲載	制度的又は実態的に独占となっている事 事務・事業の内容及び根拠法令 補助金等の交付を受けている法人につい 象事業の内容並びに補助金等全体の金額』	て、当 及び年I	該補助金等の名称及び金 間収入に対する割合			7H				
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員					有				
	公表してい			als the tenton		公表していない場合、その理由				
	当該退職公務員の氏名、当該法人における	5 役職分	名、出身官庁における官職 	战名等	_	-				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員職者の状況についての公表の有無					有 公表していない場合、その理由				
	公表してい 当該退職者の氏名、当該法人における役職				_	公表していない場合、	ての理由			
7.基準の運用に当たって所管 府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	無無		- N. V. J. J.						
(1)指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公 表の有無	有	指導監督の実績及びそ <i>の</i>)主な内容	_					
	基準7(1)のただし書き該当法人に対す る法人の特性を踏まえた適切な指導監 督の実施の有無									
	基準 7 (1) のただし書き該当法人に対す る法人の特性を踏まえた指導監督の状 況及び結果の公表の有無		指導監督の実績及びその)内容	-					
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見 直しの有無		無い場合、その理由	等の届出 無い場合、その理由 出、中か 了後四月 基づき事		会に基づき毎事業年度経済成株式会社業務処理規長 資対象会社の業務の状況	き毎事業年度の開始前に事業計画 過後三月以内に貸借対照表等の提 則第7条に基づき、毎事業年度終 等の報告、業務処理規則第8条に 総会や定期的な決算等の報告を得 ほは無かったため。			
	当該見直し結果の公表の有無		無い場合、その理由		中小企業投資育成株式会社法第7条に基づき毎事業年度の開始前に事業計算等の届出、法第9条に基づき毎事業年度経過後三月以内に貸借対照表等の批出、中小企業投資育成株式会社業務処理規則第7条に基づき、毎事業年度終了後四月以内に投資対象会社の業務の状況等の報告、業務処理規則第8条に基づき事業月報の提出を受けるほか、株主総会や定期的な決算等の報告を終て、都度内容を精査しており、見直すべき点は無かったため。					
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無い場合、その理由		_					
	政策評価を 活用しつ っ、3~5 		有		法律の改廃を含めた 措置の実施の有無	無無	所要の措置の結果 有 の公表の有無 有			
	年を目途に 定期的、全 般的な見直 し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	その事	有			無				
	法人が制度的に独占となる 事業を行っている場合、制度 占の継続の必要性	度的独								
	法令の規程に基づく検査関連の場合、手続の簡素化、事業よる自己確認への移行の可能 その他	業者に								
		き重価	「(指道監督基準の例外と	こでいる車	I 頂なパンの細由 ダ					

・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和4年度末において基準未適合となっているが令和5年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和4年度の状況に対して令和5年9月1日時点で既に重要 な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。

○以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。 ・評議員会等による業務実績評価の実施

(理由)

民間金融機関、民間事業会社等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしているため。

- (注1)「理事長等」、「理事」及び「監事」については、「社長」、「取締役」及び「監査役」として記載。
- (注2)前職等の記載がない場合は内部登用。
- (注3)①「監査役員」については、「監査役」として記載。②前職等の記載がない場合は内部登用。
- (注4)該当せず。
- (注5)名古屋中小企業投資育成株式会社は、民間金融機関、民間事業会社等の株主からなる株主総会が、「評議員会等」と同等の役割を果たしていることから、同委員会等の設置について指導していない。
- (注6)会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査を受検している。
- (注7)投資先中小企業に係る「5. (2)事業報告書への記載状況」については、別途、名古屋中小企業投資育成株式会社のホームページに掲載している。(ただし、「持ち株比率」の掲載については、その数値を掲載することにより、結果的に同社による1株当たりの引受額が明らかになってしまう等、同社の投資事業実施に当たって支障を及ぼすおそれがあることから、指導していない。)